

◎新潟県告示第1301号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年12月12日認可した。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 漁業権者の名称及び住所  
魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容

変更後					変更前					
(遊漁料の額及び納付の方法)					(遊漁料の額及び納付の方法)					
第7条 (略)					第7条 (略)					
遊漁券 の種類	魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料 (税込)	遊漁券 の種類	魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料 (税込)	
A	(略)	(略)	(略)	16,500円	A	(略)	(略)	(略)	15,000円	
B	(略)	(略)	(略)	9,500円	B	(略)	(略)	(略)	8,612円	
C	(略)	(略)	(略)	3,050円	C	(略)	(略)	(略)	2,778円	
E	(略)	(略)	(略)	2,750円	E	(略)	(略)	(略)	2,500円	
F	(略)	(略)	(略)	2,150円	F	(略)	(略)	(略)	1,945円	
G	(略)	(略)	(略)	600円	G	(略)	(略)	(略)	556円	
2 (略)					2 (略)					
3 (略)					3 (略)					
第8条 (略)					第8条 (略)					
(釣堀的漁場)					(釣堀的漁場)					
第9条 (略)					第9条 (略)					
名称	開設 の 場所	開設の期間	濃密 放流 する 魚種 名	漁具 漁法	料金 (税 込)	名称	開設 の 場所	開設の期間	濃密 放流 する 魚種 名	料金 (税 抜)
湯 沢 フィッ シング パーク	(略)	平成29年1 月1日から 平成29年 12月31日 まで	(略)	(略)	1日 2,450 円	湯 沢 フィッ シング パーク	(略)	平成28年1 月1日から 平成28年 12月31日 まで	(略)	1日 2,223 円
大 川 フィッ シング パーク	(略)	平成29年1 月1日から 平成29年 12月31日 まで	(略)	(略)	1日 2,450 円	大 川 フィッ シング パーク	(略)	平成28年1 月1日から 平成28年 12月31日 まで	(略)	1日 2,223 円
城 内 フィッ シング パーク	(略)	平成29年1 月1日から 平成29年 12月31日 まで	(略)	(略)	1日 2,450 円	城 内 フィッ シング パーク	(略)	平成28年1 月1日から 平成28年 12月31日 まで	(略)	1日 2,223 円
附則 この規則の一部変更は、新潟県知事の認可を受										

<p><u>けた日から施行する。但し、第7条中の遊漁料、第9条中の料金については、消費税率が10%に改正施行された日からとする。</u></p>	
--	--

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成29年1月1日